

佐賀県告示第八十三号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成二十二年二月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	開設者	撤回年月日
武雄市立武雄市民病院	武雄市武雄町大字富岡一一〇八三番地	武雄市長	平成二十二年二月一日